

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 県民税関係

- (1) 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第12条関係）
- (2) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとした。（附則第18条の2の3関係）

2 事業税関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第20条の2の10関係）

3 不動産取得税関係

- (1) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。（附則第22条、第22条の2関係）
 - ア サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置
 - イ サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置
- (2) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第21条、第23条関係）
 - ア 住宅及び土地の取得に係る税率を100分の3（本則100分の4）とする特例措置
 - イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置
- (3) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（附則第23条の3関係）
 - ア 被災家屋の所有者等が、代替家屋を取得した場合における当該代替家屋に係る課税標準の特例措置
 - イ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと局長が認める土地を取得した場合における当該土地に係る課税標準の特例措置
 - ウ 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと局長が認める農用地を取得した場合における当該農用地に係る課税標準の特例措置

4 軽油引取税関係

一定の用途に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の4関係）

5 自動車税関係

(1) 環境性能割関係

- ア 税率の区分を改めることとした。（第103条関係）
- イ 自家用の乗用車に係る税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとした。（附則第24条の9関係）
- ウ 次に掲げる特例措置について、軽減対象等を見直した上、その適用期限を令和5年3月31日（ウ）及び（エ）にあつては、令和3年10月31日）まで延長することとした。（附則第24条の10関係）
 - (ア) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバス又はリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - (イ) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - (ウ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。（エ）において同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - (エ) 一定の乗用車、バス又はトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

(オ) 車両総重量が8トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。）のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

(2) 種別割関係

ア 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る税率の加重措置の適用対象を改めるとともに、その適用期限を令和6年度まで延長することとした。（附則第25条関係）

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率の軽減措置の適用対象を改めるとともに、その適用期限を令和5年度まで延長することとした。（附則第25条関係）

6 施行期日等

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした（附則第2条、第3条関係）